

(目的)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合監査委員の公印の種類、管守、使用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(令5監委訓令1・一部改正)

(公印の種類、管守者等)

第2条 公印の種類、形状、寸法および管守者は、別表のとおりとする。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第197条ただし書または鯖江・丹生消防組規則(昭和44年福井県指令地第1470号)第9条第3項ただし書の規定により、後任者が選任されるまでの間、その職務を行う者が使用する公印は、前項に規定する監査委員印とする。

(令5監委訓令1・一部改正)

(保管の方法)

第3条 管守者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。  
2 公印は、特に管守者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(令5監委訓令1・追加)

(公印の調製、改刻および廃止の申請)

第4条 管守者は、公印を調製、改刻または廃止する必要があると認めた場合には、公印調製(改刻、廃止)申請書(様式第1号)を代表監査委員に提出しなければならない。

(令5監委訓令1・追加)

(公印の告示)

第5条 代表監査委員は、公印を調製、改刻または廃止したときは、公印の種類、用途および印影ならびに使用の開始または廃止の期日を告示するものとする。

(令5監委訓令1・追加)

(公印台帳)

第6条 管守者は、公印台帳(様式第2号)を備え、公印の種類、印影、その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(令5監委訓令1・追加)

(公印の事故)

第7条 管守者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届(様式第3号)を代表監査委員に提出しなければならない。

(令5監委訓令1・追加)

(公印の取扱責任者)

第8条 管守者は、公印取扱責任者を定め、公印の管守を行わせなければならない。

(令5監委訓令1・旧第3条繰下・一部改正)

(公印の使用)

第9条 公印を使用するときは、管守者に決裁文書を呈示し、その承認を受けなければならない。

(令5監委訓令1・旧第4条繰下・一部改正)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年監委訓令第1号)

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

別表

(令5監委訓令1・一部改正)

| 名称    | 寸法               | ひな形                                | 使用区分  | 管守者   |
|-------|------------------|------------------------------------|-------|-------|
| 監査委員印 | センチメートル<br>方 2.2 | 鯖江・丹生<br>消 防 組 合<br>監 査 委 員<br>之 印 | 一般文書用 | 上席の書記 |

様式第1号

(令5監委訓令1・追加)

様式第1号

| 代表監査委員 | 書記 |
|--------|----|
|        |    |

公印の調製（改刻、廃止）申請書

年 月 日

鯖江・丹生消防組合 代表監査委員 殿

公印管守者 職 氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり公印の \_\_\_\_\_ について申請します。

記

|                |  |
|----------------|--|
| 1 理 由          |  |
| 2 書体寸法         |  |
| 3 公 印 名        |  |
| 4 使用開始<br>廃止期日 |  |
| 5 印 影          |  |

様式第2号

（令5監委訓令1・追加）

様式第2号

|                                 |  |       |   |     |        |                         |       |  |  |
|---------------------------------|--|-------|---|-----|--------|-------------------------|-------|--|--|
| 公 印 台 帳                         |  |       |   |     |        |                         |       |  |  |
| 公印の名称                           |  |       |   |     | 寸 法    |                         | 方     |  |  |
| 使用開始                            |  | 年 月 日 |   |     | 廃 止    |                         | 年 月 日 |  |  |
|                                 |  |       |   |     | 理 由    |                         |       |  |  |
| 管<br>守<br>者<br>職<br>氏<br>名<br>印 |  | 年     | 月 | 日から | 印<br>影 | <div></div><br>年 月 日押なつ |       |  |  |
|                                 |  | 年     | 月 | 日まで |        |                         |       |  |  |
|                                 |  | 年     | 月 | 日から |        |                         |       |  |  |
|                                 |  | 年     | 月 | 日まで |        |                         |       |  |  |
| 摘 要                             |  |       |   |     |        |                         |       |  |  |

様式第3号  
(令5監委訓令1・追加)

|        |     |
|--------|-----|
| 代表監査委員 | 書 記 |
|        |     |

公 印 事 故 届

年 月 日

鯖江・丹生消防組合 代表監査委員 殿

公印管守者 職 氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 1 事故のあった公印名               |  |
| 2 事 故 の 内 容               |  |
| 3 事故の後における<br>処 理 の て ん 末 |  |
| 4 その他の必要事項                |  |